

# 令和6年分 確定申告 受付日程表 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

[申告会場] 町公民館 2階 小集会室

[受付時間] 午前8:45～12:00 午後1:00～4:00(平日)

[休日受付] 午前8:45～11:30 午後1:00～3:00 (3月2日)

※3月2日(日曜日)も申告を受付けます。

休日受付は大変混雑が予想されますので、e-Taxでの申告もご利用ください。

## ・確定申告に必要な書類

所得の種類	対象者	所得の種類毎に必要な書類	共通して必要なもの	
・給与所得	・給与所得、中途退職者	・給与所得の源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料控除証明書 (健康保険、国民年金など)</li> <li>・生命保険料控除証明書 (生命保険・医療介護・個人年金)</li> <li>・地震保険料控除証明 (経過措置が適用される長期損害保険)</li> <li>・小規模企業共済掛金控除証明書 (iDeCoなど)</li> <li>・寄付金の領収書、証明書</li> <li>・身体障害者手帳/療育手帳/精神保健福祉手帳/戦傷病者手帳など</li> <li>・通帳等(口座番号がわかるもの)</li> <li>・医療費控除の明細書</li> <li>・平成28年分以降の申告書には、申告者ご本人や扶養親族等のマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。申告相談会場にご来場される場合は、必要な書類をご持参ください。 例1:マイナンバーカード 例2:通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など</li> </ul>	
・雑所得	・年金所得者	・年金の源泉徴収票		
	・副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得を得ている方	・支払調書 ・副業に係る雑所得の金額計算書など		
・事業所得 (農業所得)	・個人で事業をおこなっている方	・生命保険の年金(個人年金保険)等により生ずる所得を得ている方		・年金支払い証明書
		・収入内訳書 (一般用・農業所得用)		
・不動産所得	・不動産を賃貸している方	・収入内訳書 (不動産所得用)		
・退職所得	・退職所得のある方	・退職所得の源泉徴収票		
・配当所得	・株式の配当所得がある方	・支払調書 ・支払通知書		
・譲渡所得	・土地や建物などの不動産を譲渡した方	・土地の売買契約書 ・売るためにかかった経費		
・一時所得	・保険金の満期などのある方	・満期のお知らせ(はがき)		
・株式等譲渡所得	・株式の売却などがある方	・年間取引報告書(特定口座を開設している人に証券会社から郵送されます。)		

※ 平成26年から、営業・農業・不動産所得のある方は記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

日	月	火	水	木	金
	2月17日 不動寺 中通 (一般申告)	2月18日 本町 神山 下大町 杉谷 (一般申告)	2月19日 畑ヶ田 宮浦町 (一般申告)	2月20日 小通 道金町 恵比須町 (一般申告)	2月21日 港町 高砂町 (一般申告)
2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日
		磯路町 寿町 昭和通 京ノ尾 (一般申告)	新町 栄町 浦川内 (一般申告)	大黒町 中島 (一般申告)	寺口 千場 (一般申告)
3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日
その他 (一般・農業申告)	上大町 花宮町 本通 下瀧 (一般申告)	旭町 大谷口 泉町 (一般申告)	畑ヶ田 上大町 (農業申告)	下大町第1 小通 (農業申告)	下大町第2 大谷口 (農業申告)
3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日
	下大町第3 下瀧 (農業申告)	下大町第4 寺口 (農業申告)	本町 不動寺 神山 (農業申告)	道金町 港町 大黒町 (農業申告)	中島 その他 (農業申告)
3月16日	3月17日				
	一般もれ者 農業もれ者 (一般・農業申告)				

QRコードを読み込み  
マイナンバーカード  
を使えば、スマホで  
確定申告ができます。

※農業申告中(3月5日以降)の一般申告は午後から受付です。農業申告の事前相談済で変更がない方は、一般申告期間も受付けます。

## 《注意事項》

- ①各人への「町・県民税申告書」の配布はありませんので、申告が必要な方は記載されている「必要な書類」を忘れずにご持参ください。
- ②公的年金の年収が400万円以下のみの方は申告不要ですが、源泉徴収票に記載のない所得控除(配偶者控除・社会保険料など)や医療費控除・生命保険料控除などがある方は申告が必要です。その他の所得が20万円以下であっても町・県民税の申告は必要ですが、年金との合計の所得金額が38万円以下であれば申告は不要です。
- ③医療費控除を受けられる方は医療費控除の明細書の添付必須です。領収書では医療費控除は受けられません。裏面の医療費控除の明細書を作成し持参ください。
- ④事業所得のある方は、収支内訳書、決算書の添付が必要のため作成しておいてください。
- ⑤収入のない方でも国民健康保険に加入されている方や、各種証明書(所得・課税証明書)が必要になる方は、必ず申告が必要となります。被扶養者の方でも申告をされないと金額(0円)の表示ができなくなるため申告が必要です。

青色申告をされる方、初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方は武雄税務署で申告してください。

武雄税務署申告会場(平日のみ) 午前9時～午後4時  
武雄市武雄町大字昭和12番地10  
武雄市役所庁舎5階

【お問合せ先】  
大町町役場 町民課 税務係  
TEL 0952-82-3115  
公民館申告会場(2月17日～3月17日)  
TEL 0952-82-2535(臨時電話)